

山形市建設工事優秀技術者表彰制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、この市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の適正な施工の確保及び品質の向上、市内に本店を有する建設業者（以下「市内建設業者」という。）の技術力及び技術者の施工管理力の向上並びに次世代に繋がる技術者の健全な育成を図るため、他の模範となる優れた工事の管理を行った監理技術者又は主任技術者（以下「技術者」という。）の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる技術者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる要件を全て満たす工事のうちからこの市が選定する優良建設工事等の管理を行った者

ア 市長、上下水道事業管理者又は病院事業管理者が発注した設計金額が200万円以上の工事（ただし、令和6年度以前に発注した工事については130万円以上の工事）

イ 市内建設業者又は市内建設業者のみで構成された共同企業体が施工した工事

ウ 表彰を行う年度の前年度に完成検査が完了した工事で、工事成績評定点が付与された工事及び請負工事検査評定要領（平成7年4月1日施行）第3条第1号又は第3号の規定により評定が省略された工事

(2) 表彰を行う年度及びその前年度において山形市工事請負業者指名停止要綱（平成7年4月1日施行）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない業者に在職する者

(優良建設工事)

第3条 優良建設工事は、別表第1に定める表彰部門別に選定し、合計10件以内とする。

第3条の2 前条に定める優良建設工事のほか、優良建設工事特別賞（以下「特別賞」という。）を設けることができる。

2 特別賞は優良建設工事とは別に選定し、1件以内とする。

(選考委員会の設置)

第4条 優良建設工事及び特別賞を選定するため、別表第2に掲げる職にある者をもって山形市優良建設工事選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(幹事)

第6条 選考委員会の事務を処理するため、幹事を置く。

2 幹事は、総務部工事検査課長、まちづくり政策部建設契約課長、上下水道部総務課長及び上下水道部総務課検査室長をもって充て、又は依頼する。

3 幹事は、選考委員会の事務を処理するとともに、会議に出席し、意見を述べるができる。

(表彰の推薦)

第7条 工事担当課長は、担当した工事が優良建設工事であると認めるときは、優良建設工事推薦書（別記様式第1号）により選考委員会に推薦するものとする。

2 前項の優良建設工事の推薦基準は、委員長が別に定めるものとする。

第7条の2 工事担当課長は、前条第1項に定める推薦のほか、担当した工事が特別賞の受賞要件を満たしている工事であると認められるときは、前条第1項に準じ推薦することができる。

2 前項の特別賞の受賞要件は、委員長が別に定めるものとする。

(選考委員会の審査)

第8条 選考委員会は、前2条の規定により推薦された工事について審査し、表彰に値する優良建設工事及び特別賞を選定するものとする。

2 特別賞については、次の各号のいずれかから選定するものとする。

(1) 前条第1項により推薦された工事

(2) 前項の審査の結果、優良建設工事として選定されなかった工事のうち、受賞要件を満たしている工事

3 選考委員会は、前2項の規定により選定された優良建設工事及び特別賞の管理を行った技術者を優秀技術者表彰候補報告書（別記様式第2号）により市長に報告する。

(表彰の決定)

第9条 市長は、前条第3項の規定により報告のあった者について、表彰にふさわしいと認めるときは、表彰を行う技術者として決定するものとする。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、次の方法による。

(1) 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

(2) 表彰は、原則として毎年度1回実施するものとする。

(庶務)

第11条 選考委員会及び表彰に関する庶務は、総務部工事検査課、まちづくり政策部建設契約課及び上下水道部総務課において分担して行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表 第 1（第3条関係）

表彰部門の定義

部 門	定 義
土木部門Ⅰ	土木一式工事のうち、道路改良、河川改修、橋梁補修、外構整備等並びに土木部門Ⅱに該当しない一般土木工事及び造園工事並びにさく井工事
土木部門Ⅱ	土木一式工事のうち、污水管・雨水管布設、マンホール設置等の下水道関連工事
建築部門	建築一式工事、大工工事、内装仕上工事、建具工事、ガラス工事、屋根工事、板金工事、塗装工事、防水工事、その他建築関係の専門工事及び鋼構造物工事
電気・機械部門	電気工事、管工事、電気通信工事、機械器具設置工事、消防施設工事及び清掃施設工事
舗装部門	舗装工事（舗装修繕、路面復旧、外構舗装、グラウンド舗装等）
水道部門	水道施設工事
解体部門	解体工事

各部門については、補修・改修を含む。

別 表 第 2（第4条関係）

委 員 長	まちづくり政策部長
副 委 員 長	総務部長
〃	都市整備部長
〃	上下水道部長
委 員	まちづくり政策課長
〃	公園緑地課長
〃	道路整備課長
〃	河川整備課長
〃	道路維持課長
〃	建築課長（市立病院済生館管理課副参事）
〃	水道建設課長
〃	下水道建設課長
〃	※廃棄物指導課長
〃	※農村整備課長
〃	※森林整備課長
〃	※浄水政策課長
〃	※浄化センター所長

※を記している委員は、所管工事がある場合のみ会議に参加するものとする。